



2026年3月13日

各 位

上場会社名 株式会社ジェリービーンズグループ
(東証グロース・コード3070)
本社所在地 東京都台東区上野1丁目16番5号
代 表 者 代表取締役社長 宮 崎 明
問 合 せ 先 取締役 IR広報室長 林 光
電 話 番 号 (03) 4570-6139
(URL <http://www.jelly-beans-group.co.jp/>)

事後交付型業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、事後交付型業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2026年4月23日開催予定の第36回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議することとなりましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は2025年8月28日開催の臨時株主総会において、第6号議案「取締役に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を含みます。)及び従業員(嘱託社員を含め、パート・アルバイト除くものとします。)に対して本制度を導入しております。

本制度は、中長期的な業績目標の達成状況に応じて株式を交付する仕組みとすることで、取締役の報酬を当社の業績および株価と連動させ、株主の皆様と利害を共有する経営体制の構築を図るものであります。

今般、当社グループの事業ポートフォリオは拡大しており、子会社を含めたグループ経営の高度化、資本市場からの評価向上がこれまで以上に重要となっております。このような状況の下、当社単体のみならず、グループ全体の経営責任を担う役員に対し、中長期的な企業価値向上に向けた強いインセンティブを付与することが不可欠であると判断いたしました。

本制度を拡大することにより、取締役の報酬水準を中長期的業績指標および株主価値とより強固に連動させ、短期的な業績変動に左右されない持続的成長志向の経営を促進いたします。また、連結子会社取締役を対象に加えることで、グループ横断的な経営目標の共有と責任の明確化を図り、経営戦略の実行力を一層高めてまいります。

さらに、本制度は事後交付型とすることで、業績達成後に株式を交付する設計とし、過度な希薄化を抑制しつつ、成果に裏付けられた報酬体系を実現しております。報酬水準および業績評価指標の設定にあたっては、指名・報酬委員会の審議を経るなど、透明性および客観性を確保し、コーポレートガバナンスの一層の強化を図っております。

以上の理由により、本制度の報酬枠の拡大および対象者の追加は、当社グループの中長期的な企業価値向上および株主利益の最大化に資するものと判断し、実施するものであります。

2. 改定の内容

(1) 現行制度における金銭報酬債権の拡大

現行制度における当社取締役に交付する金銭報酬債権の上限額については「株式数は年2,000,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計年300百万円以内(ただし、使用人分は含まない。)」としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において、「株式数は

年 3,500,000 株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計年 350 百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）」に改定する旨を付議いたします。

＜現行制度における金銭報酬債権の上限額＞

改定前	改定後
対象取締役に交付する株式数は合計年 2,000,000 株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計年 300 百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）	対象取締役に交付する株式数は合計年 3,500,000 株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計年 350 百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）

注：改定箇所は下線部を引いています。

(2) 付与対象者の拡大

現行制度における付与対象者については、「当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び従業員（嘱託社員を含め、パート・アルバイトを除くものとします。）」としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において、当社連結子会社の取締役（社外取締役を除く）を追加する旨を付議いたします。なお、付与条件・業績指標・交付方法は現行制度と同様の設計といたします。

改定前	改定後
当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び従業員（嘱託社員を含め、パート・アルバイトを除くものとします。）	当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び従業員（嘱託社員を含め、パート・アルバイトを除くものとします。）及び当社連結子会社の取締役（社外取締役を除く。）

注：改定箇所は下線部を引いています。

3. その他

以上の改定点の他に、本制度内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2025年8月1日付で公表した「事後交付型業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上